



令和3年5月7日

住宅都市局みどり運営課

市政記者 各位

緊急事態宣言発出に伴う公園施設の利用制限について

新型コロナウイルスの感染拡大防止として、緊急事態宣言の発出を受け、公園施設について別紙のとおり、取り扱いますのでお知らせ致します。

【問合せ先】

住宅都市局みどり運営課 藤間 TEL 092-711-4413

緊急事態宣言発出に伴う公園施設の利用制限について

1 期間

令和3年5月12日（水）～5月31日（月）まで

2 制限内容

（1）対象施設

以下の施設については、期間中の利用はできません。

※ただし、興行・全国大会などのイベントは、人数制限等を行い感染対策を徹底した上で、開催可とする。

- ①動植物園
- ②松風園、楽水園、友泉亭公園
- ③月隈パークゴルフ場
- ④屋内外の有料公園施設（体育館、テニス競技場、陸上競技場、弓道場、野球場、球技場等）

※コミネット等により、既にご予約をされている方につきましては、自動的にキャンセルとなります。なお、キャンセル料は発生しません。また、既に使用料を納付されている方につきましては、使用料を返金します。

（2）駐車場、遊具の利用について

以下の公園の駐車場、遊具については、期間中終日利用できません。

なお、利用状況に応じて対象公園を追加する場合があります。

- ①小戸公園
- ②東平尾公園
- ③西部運動公園
- ④舞鶴公園
- ⑤今津運動公園
- ⑥桧原運動公園
- ⑦青葉公園
- ⑧アイランドシティ中央公園
- ⑨雁の巣レクリエーションセンター
- ⑩西南杜の湖畔公園
- ⑪箱崎公園
- ⑫大井中央公園

（3）公園でのイベントの開催について

感染拡大防止の観点から、可能な限り自粛をお願いします。主催者の判断で、イベントを開催する場合は、上限人数 5,000 人以下かつ収容率 50%以内で実施してください。